

泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱

(趣旨)

第1条 泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱（以下「要綱」という。）は、景気の低迷の長期化等により経営に支障をきたしている泉南市（以下「本市」という。）の中小企業が経営の安定化を図るための融資金を利用するに当たり、その効果的な活用を促進するため、当該融資金の利子の一部を補給（以下「利子補給」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利子補給の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第3条に定める対象融資を利用していること。
- (2) 市内において事業を営んでいる者で、法人にあっては市内に本店を有し、個人事業主にあつては市内に居住していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
 - ア 法人の場合は、法人及び代表者に係る市税を滞納していないこと。
 - イ 個人事業主の場合は、個人に係るすべての市税を滞納していないこと。

(対象融資)

第3条 利子補給の対象となる融資は、次のとおりとする。ただし、利子補給対象融資の返済期間中に重複して貸付実行となったときは、いずれか1つのみ対象とする。

- (1) 大阪府中小企業融資制度による経営安定サポート資金
- (2) 日本政策金融公庫融資制度による小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

(利子補給対象融資額の限度)

第4条 利子補給対象融資額については、前条各号の融資の融資額内で500万円を限度とする。

(利子補給金)

第5条 利子補給は、予算の範囲内において、対象者が当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの間に返済した利子（以下「対象利子額」という。）について行う。

2 前項に定める場合において、遅延損害金は利子補給の対象としない。

3 利子補給金は、対象利子額のうち次の計算式により求める。この場合において、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 融資額が500万円以上、返済利率が1%以上の場合
$$\text{対象利子額} \times 500 \text{万円} / \text{融資額} \times 0.01 / \text{返済利率}$$
- (2) 融資額が500万円未満、返済利率が1%以上の場合
$$\text{対象利子額} \times 0.01 / \text{返済利率}$$
- (3) 融資額が500万円以上、返済利率が1%未満の場合
$$\text{対象利子額} \times 500 \text{万円} / \text{融資額}$$
- (4) 融資額が500万円未満、返済利率が1%未満の場合
$$\text{対象利子額}$$

4 利子補給を行う期間は、利子補給の対象融資の返済期間中とする。ただし、第3条第2号については、融資実行日から起算して2年とする。

5 他の機関から別途利子補給を受ける期間は、重複受給はできないものとする。

(登録)

第6条 利子補給を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、融資の内容を泉南市中小企業

事業資金融資利子補給申請に係る登録書（様式第1号－①）、個人情報の提供に関する同意書（様式第1号－②）及び返済予定を確認できる書類により登録しなければならない。

（交付申請）

第7条 利子補給の交付を受けようとする者は、泉南市中小企業事業資金融資利子補給金申請書（様式第2号）、金融機関の返済状況証明書（様式第3号）及び納税証明書（市税の完納を確認できるもの）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類について審査し、適当と認めたときは、利子補給金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第9条 前条に規定する交付決定通知を受けた者は、泉南市中小企業事業資金融資利子補給金請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（利子補給金の交付）

第10条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消し、または交付した利子補給金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）虚偽の申請その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- （3）その他市長が不適正と認めたとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項但書きの規定の適用については、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、「2年」とあるのを「5年」とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行し、改正後の第2条第5号に規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の泉南市中小企業経営安定資金融資利子補給要綱の規定によりな

された処分、手続きその他の行為は、改正後の泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年９月１日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日等)

１ この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

２ 改正後の第５条第１項但書きに規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、前項の施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１０月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第3条第2号及び第3号に規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、令和2年2月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

(対象融資に関する経過措置)

2 大阪府中小企業融資制度による新型コロナウイルス感染症関連資金について、施行日までに登録を済ませている者については、従前の例による。